

## 下関市障害福祉計画等策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく下関市障害福祉計画（第8期）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく下関市障害児福祉計画（第4期）を、令和9年度から令和11年度までを計画期間として一体的に策定することを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業 務 名 下関市障害福祉計画等策定業務
- (2) 履行場所 下関市内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

### 3 予算

見積限度額 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 日程(予定)

| 内 容         | 日 程                       |
|-------------|---------------------------|
| プロポーザル実施の公告 | 令和 7年 9月22日（月）            |
| 質問受付期限      | 〃 9月26日（金）17時まで           |
| 質問に対する回答    | 〃 10月 1日（水）までに発送          |
| 参加申込書の提出期限  | 〃 10月 3日（金）17時まで          |
| 参加資格審査結果通知  | 〃 10月 7日（火）までに発送          |
| 企画提案書提出期限   | 〃 10月14日（火）17時まで          |
| 審査（書類審査～集計） | 〃 10月15日（水）<br>～10月21日（火） |
| 選定結果通知      | 〃 10月28日（火）までに発送          |
| 契約          | 〃 11月上旬                   |

### 5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告日から本業務契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 他の自治体等での同種業務又は類似業務の実績、及び本業務を遂行する十分な能力を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 6 参加申込手続

### (1) 提出書類

参加申込書（様式1）

添付書類

- 〔 会社概要のわかるもの（パンフレット等）
- 〔 他の自治体等での同種業務の実績一覧（任意様式）

### (2) 提出方法

郵送又は持参

### (3) 提出期限

令和7年(2025年)10月3日（金）17時必着

### (4) 提出先

下関市福祉部障害者支援課（事務局）

### (5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年(2025年)10月7日（火）までに発送

※参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知が届かない場合は、お手数ですが、令和7年(2025年)10月9日（木）17時まで  
に事務局に電話で御確認ください。

イ 通知方法

電子メール（参加申込書記載のEメールアドレス宛に通知）

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、  
書面（任意様式）で市に説明を求めることができるものとする。

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 質問

ア 提出様式（任意様式）

イ 提出方法

電子メール（必ず件名を明記し、着信確認の連絡を行うこと。）

※メールアドレス：fkshogai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

ウ 受付期限

令和7年(2025年)9月26日（金）17時まで

エ 提出先 下関市福祉部障害者支援課（事務局）

### (2) 回答

ア 回答方法

参加申込者全員に電子メールにて回答

イ 回答日

令和7年(2025年)10月1日(水)までに発送

8 企画提案書作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

- ・正本1部、副本7部(副本はコピー可)

イ 見積書(任意様式)

- ・正本1部、副本7部(副本はコピー可)
- ・積算根拠となる、業務内容ごとの単価等を記載すること。
- ・消費税及び地方消費税の額を含めた総額を記載すること。

ウ 会社の概要、実績等がわかる資料(8部)

- ・パンフレット等既存のもので可

エ 過去に策定した福祉に関する計画(2冊)

(2) 提出期限

令和7年(2025年)10月14日(火) 17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等について市はその責めを負わないものとする。

また、期限までに提案書の提出がない場合は辞退したものとみなす。

(4) 作成に際しての留意点

企画提案書及び見積書の正本については事業者名を記載し、副本については事業所名や会社ロゴなど提案者が特定できないよう、該当箇所をすべてマスキングしたうえで提出すること。

国・県の動向や社会情勢を踏まえた内容とすること。

※現行の「下関市障害者計画」、「下関市障害福祉計画(第7期)・下関市障害児福祉計画(第3期)」、「“For kids”プラン2025(下関市こども計画、下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画・下関市ひとり親家庭等自立促進計画、下関市こどもの貧困対策推進計画、下関市こども・若者計画)」は市ホームページよりダウンロードできます。

○下関市HPトップ → 分類でさがす → 健康・福祉 → 福祉・介護 → 障害者福祉 → 「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画(第7期)・下関市障害児福祉計画(第3期)」を策定しました」

○下関市HPトップ → 分類でさがす → 子育て・教育 → 子育て → 子育て支援 → 「“For kids”プラン2025(下関市こども計画、下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画・下関市ひとり親家庭等自立促進計画、下関市こどもの貧困対策推進計画、下関市こども・若者計画)」

(5) 企画提案書に記載する必須事項

ア 下関市の現状と課題の分析手法(下関市の地域特性)

イ 本業務遂行の理念・方針等(本業務実施にあたり重要視する方針等)

- ウ 計画提案概要（計画策定の基本的な考え方、計画書の構成等）
- エ アンケート調査、計画策定実施及び会議開催支援に関する提案・手法
- オ スケジュール管理（計画策定までの業務遂行スケジュール）
- カ 業務執行体制（本業務執行に係る組織、人数、担当者の経歴など）
- キ アピールポイント（貴社として特にPRする事項等）

(6) 提出先

下関市福祉部障害者支援課（事務局）

## 9 審査・選定方法

### (1) 審査方式

審査は、企画提案書の内容に基づき書面により行う。

### (2) 評価項目及び評価内容

下表のとおり

#### ◇評価項目及び評価内容

| 評価項目 |                 | 評価内容          |
|------|-----------------|---------------|
| 提案内容 | 国・県の障害者施策の動向の把握 | 国や県の動向の理解度    |
|      | 市の独自性のある企画      | 提案内容の独自性      |
|      | わかりやすい企画内容      | 提案内容のわかりやすさ   |
|      | 既策定冊子           | 内容やレイアウト等の印象  |
| 実施体制 | 運営体制・人員配置       | 適切な運営・人員配置    |
| 事業実績 | 本市での事業実績全般      | 過去の本市における事業実績 |
|      | 保健福祉分野での事業実績    | 保健福祉計画の策定実績   |
| 経費   | 見積金額            | 見積金額の妥当性      |
| 取組姿勢 | 意欲              | 本業務への取組み姿勢    |

### (3) 選定方法等

ア 各審査委員が提出書類に記載された内容を、別に定める審査票を用いて上表の評価項目ごとに審査する。なお、参加事業者が1者の場合であっても審査を行う。

イ 失格者を除き、参加事業者のうち点数の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には評価項目の「提案内容」の評価点合計が高い者を候補者として選定する。なお、「提案内容」の評価点合計も同点となる場合は、審査委員で協議のうえ順位を決定する。

エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60パーセント未満の場合には候補者として選定しない。

## 10 選定結果について

選定結果は、候補者選定後にすべての提案者に対して「選定結果通知書」により通知する。なお、審査結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市ホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

#### 1 1 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行ったうえで、あらためて見積書の提出を求め契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うこと。

#### 1 2 情報公開

市は、提出された企画提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

#### 1 3 その他

##### (1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

- (2) 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退する場合も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、本市の提示する見積限度額を超過した場合

- (5) 企画提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手方となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用する（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 4 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市福祉部障害者支援課

〒750-8521 下関市南部町1番1号（本庁舎西棟2階）

TEL：083-231-1917 FAX：083-222-3180

Eメール：fkshogai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5 施行期間

本要領は、令和7年(2025年)9月22日（月）から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。